過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 の概要



令和3年4月2日 地域力創造グループ過疎対策室 自治財政局財務調査課

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 概要

趣旨

「過疎地域自立促進特別措置法」(旧法)が令和3年3月末で期限を迎えたため、過疎地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するための新たな 法律を制定

1. 前文•目的(1条)

・過疎地域の役割、課題、目指す姿を前文で明らかにするとともに、 法の目的を「過疎地域の持続的発展」に見直し

2. 過疎地域の要件 (2条、3条、41条~43条)

市町村毎に、「人口要件」及び「財政力要件」で判定

<見直しのポイント>

- ・長期の人口減少率の基準年の見直し(昭和35年→昭和50年)
- ・財政力が低い市町村に対する長期の人口減少率要件の緩和(28%→23%)
- ・平成の合併による合併市町村の「一部過疎」の要件設定 (財政力指数は市町村平均(0.51)以下ではなく市平均(0.64)以下)
- ・旧法の過疎地域を対象に、長期の人口減少率の基準年(昭和35年) の併用、「みなし過疎」の継続措置

く過疎地域の増減>817団体令和3年3月31日時点817団体うち、卒業団体-)45団体新規団体+)48団体令和3年4月1日時点820団体

※令和2年及び令和7年国勢調査の結果に応じ、追加公示を実施

3. 卒業団体への経過措置 (附則4条~8条)

- ・期間を6年間(財政力が低い団体は7年間)に延長(旧法:5年間)
- 対象に国税の特例及び地方税の減収補塡措置を追加 (旧法:国庫補助、過疎対策事業債、都道府県代行)

4. 過疎対策の目標 (4条)

・目標の項目の追加(人材の確保・育成、情報通信技術の活用、再生可能エネルギーの利用推進等)

5. 支援措置 (12条~40条)

・国税の特例・地方税の減収補塡措置

業種に「情報サービス業等」を追加、新増設以外の改築、修繕等を追加

•都道府県代行(基幹道路、公共下水道)

基幹道路に関し、都道府県が市町村から負担金を徴収できることを明確化

•配慮措置

市町村からの提案があったときの規制の見直しの配慮など配慮措置を充実

•過疎対策事業債

ハード事業、ソフト事業を対象とした地方債措置を継続

・国庫補助率のかさ上げ

公立小中学校、保育所等に関する国庫補助率のかさ上げを継続

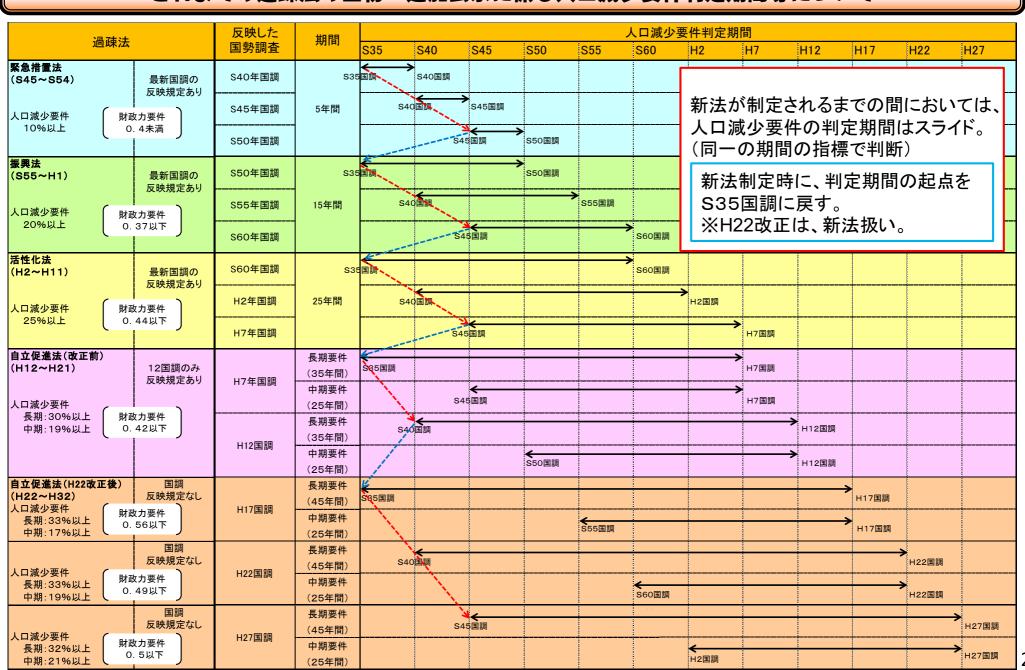
6. その他 (6条、8条、9条、45条)

- ・都道府県の青務を規定(広域施策、市町村に対する人的・技術的援助等)
- 市町村・都道府県計画記載事項の追加(目標、計画の達成状況の評価等)
- 主務大臣の追加(文部科学、厚生労働、経済産業及び環境の各大臣)

7. 施行期日 (附則1条)

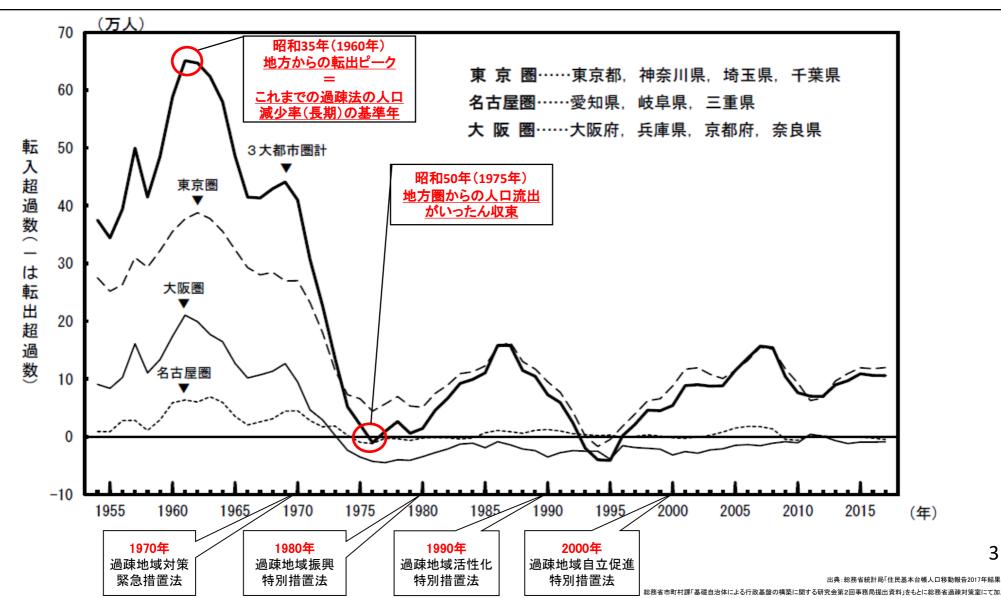
令和3年4月1日 ※令和13年3月31日まで10年間の時限

これまでの過疎法の当初・追加公示に係る人口減少要件判定期間等について



三大都市圏の転入・転出超過数の推移

- 〇 これまでの過疎法の人口減少率(長期)は、新法制定の都度、昭和35年(1960年)を基準に直近の国勢調査 までの期間の人口減少率を用いてきた。
- 昭和50年(1975年)は、昭和35年(1960年)をピークとする地方圏からの人口流出がいったん収束した年である。



過疎地域の要件

1. 全部過疎(人口要件(長期①、長期②、中期のいずれか)、かつ、財政力要件を満たす)

種類	指標	基本的な要件(第2条)		
		期間	基準値	
人口要件(長期①) ・25年間の人口増加率10%以上除く	人口減少率 (長期)	S50→H27 (40年間)	人口減少団体平均 (28%以上減少 ^{※1})	
人口要件(長期②)	高齢者比率	H27	同上 (35%以上)	
・高齢者比率又は若年者比率を満た	若年者比率	H27	同上(11%以下)	
す場合、人口減少率の基準値を緩和 ・25年間の人口増加率10%以上除く	人口減少率 (長期)	S50→H27 (40年間)	23%以上減少	
人口要件(中期)	人口減少率 (中期)	H2→H27 (25年間)	人口減少団体平均 (21%以上減少)	
財政力要件 ・公営競技収益40億円超除く	財政力指数	H29~R元	全市町村平均 (0.51以下)	

	基準年の見直しに伴う 激変緩和措置(第41条)※2			
期間	基準値			
S35→H27 (55年間)	人口減少団体平均 (40%以上減少)			
H27	同上(35%以上)			
H27	同上 (11%以下)			
S35→H27 (55年間)	30%以上減少			
H29~R元	全市町村平均 (0.51以下)			

- ※1 財政力指数が全町村平均(0.40)以下の場合、「23%以上減少」に緩和(財政力が低い市町村に対する人口減少率要件の緩和)
- ※2 基準年の見直しに伴う激変緩和措置は、旧法の過疎地域に限り適用。R2、R7国調による過疎地域の追加の際は激変緩和措置は設けない。

2. 法制定前の市町村合併(平成11年4月以降)に係る一部過疎、みなし過疎

種類	単位	要件
一部過疎 [※] (第3条)	合併前の 旧市町村	・旧市町村単位で上記の人口要件のいずれかを満たす ・現在の市町村が財政力要件(財政力指数が全市平均(0.64)以下)を満たす
みなし過疎 [※] (第42条)	合併後の 新市町村	・旧法で全部過疎又はみなし過疎である市町村について、下記のいずれも満たす(主務省令で規定) 【規模要件】 一部過疎区域の人口が1/3以上又は面積が1/2以上 【人口要件】 市町村の人口が長期(40年間、55年間)、中期(25年間)いずれも減少 【財政力要件】市町村の財政力指数が0.51以下

[※] R2、R7国調による過疎地域の追加は、一部過疎について行い、みなし過疎の追加は行わない。

経過措置

1. 旧法制定時に経過措置を講じている支援措置

〔対象〕 過疎債、国庫補助、都道府県代行事業

〔期間〕 5年間 → 6年間(財政力の低い団体は7年間)に延長

〔団体〕 過疎債の経過措置は財政力指数1.0未満の団体 → 財政力指数による限定を設けない

[過疎債(ハード分)の上限額]

	基準額	漸減率
旧法	直近3ヶ年度の過疎債発行 額の実績の平均 100%、100%、80%、70%、50%【合計400%】 ※経過措置の合計額の範囲内で年度間の弾力的運用可能	
新法	直近5ヶ年度のうち過疎債 発行額の大きい3ヶ年度の 実績の平均	〔通常〕 <u>100%</u> 、100%、100%、80%、70%、50%【 <u>合計500%</u> 】 〔財政力の低い団体〕 <u>100%、100%</u> 、100%、100%、80%、70%、50%【 <u>合計600%</u> 】 ※経過措置の合計額の範囲内で年度間の弾力的運用可能

(参考)経過措置の対象となる国庫補助事業の例

- ①補助率かさ上げ:公立学校施設整備費、保育所等整備交付金 等
- ②採択要件: 高度無線環境整備推進事業、中山間地域等直接支払交付金等

2. 新たに経過措置を講じる支援措置

- ①税制特例・減収補塡措置について、3年間※、活用可能
 - ※租税特別措置法等により、税制特例等の期間が3年間とされていることによる。
- ②過疎債以外の地方財政措置(地方債、特別交付税)について、6年間(財政力の低い団体は7年間)、活用可能
 - (例)施設整備事業債(一般財源化分)(公立保育所、消防防災設備) 条件不利地域における電気通信施設の維持管理費についての特別交付税措置 等

新過疎法におけるソフト分発行限度額の算定方法等について

1. 発行限度額の算定方法

過疎団体の指定要件として用いる財政力指数の変更(0.56→0.51) に伴い、ソフト分の算式に用いる数値も同様に変更する

○ 算式

 $A \times (0.51 - B) \times 1/3 \times 0.2$

(算式の符号)

- A 当該市町村の発行限度額を算定する年度の前年度の 地方交付税第11条の規定により算定した基準財政需要額 ※ 合併算定替終了団体については新団体の算定で用いているもの
- B 当該市町村の財政力指数 (発行限度額を算定する年度前3年度の平均)
- ○最低限度額3,500万円

2. 激変緩和措置

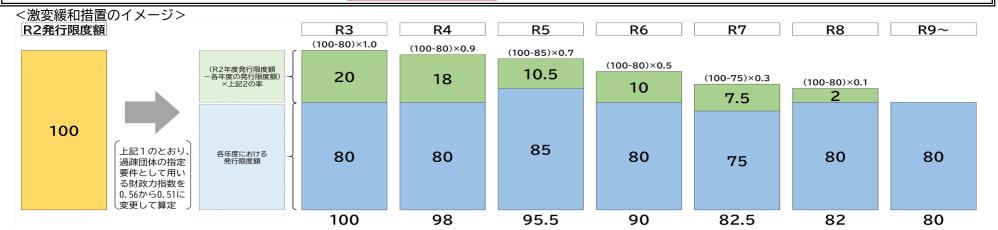
現行の過疎団体については、ソフト分の算式における財政力指数の変更や合併算定替の終了による発行限度額の減少による影響を 緩和するため、次の措置を講じる(卒業団体も同様)

○ 各年度の発行限度額が令和2年度の発行限度額を下回る場合、 6年間(卒業団体のうち財政力指数が0.40を下回る団体は7年間※)、 その差額に以下の数値を乗じて得た額を当該年度の発行限度額に 加算(下回らない場合は、当該年度の発行限度額を用いる)

R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	*R 9
1. 0	0. 9	0. 7	0. 5	0. 3	0. 1	0. 1

上記1、2に基づき算定した令和3年度における過疎債ソフト分の発行限度額は760億円(対前年比+27億円)

	R3発行限度額	R2発行限度額	R3-R2
_ 発行限度額	760億円	733億円	+27億円
うち過疎団体	733億円		
うち卒業団体	27億円		



支援措置の見直し(政令等によるものを含む)

1. 過疎対策事業債(第14条)

旧簡易水道施設の整備や、民間のへき地診療所等に対する補助を対象経費に追加(過疎政令等) <参考>令和3年度地方債計画額 5.000億円(令和2年度 4,700億円)

2. 国税の減価償却の特例(第23条)

対象業種に「情報サービス業等」を追加、新増設以外の改築、修繕等を追加 取得価額要件を現行の2,000万円超から資本金の規模に応じ、最大500万以上まで引下げ(租特政令) 設備投資後5年間適用可能な「割増償却」制度への移行、適用期間は令和5年度末まで(租特法) ※適用実績が乏しい事業用資産の買換えの場合の課税の特例の廃止

3. 地方税の減収補塡措置(第24条)

対象業種の追加、新増設以外の追加、取得価額要件の引下げ、適用期間について国税の減価償却措置と同様

4. 都道府県代行(基幹道路、公共下水道)(第16条・第17条)

基幹道路について、都道府県が市町村から負担金を徴収することができることを明確化

5. 配慮措置(第25条~第40条)

法の目的、過疎対策の目標を踏まえるとともに、条件不利地域に関する法律(離島振興法等)の規定を踏まえ、内容を充実 (「人材の確保・育成」、「産業振興」、「観光振興・交流の促進」、「就業の促進」、「生活環境の整備」、「再生可能エネルギーの利用推進」、 「自然環境の保全・再生」、「規制の見直し」の項目を追加等)

6. 国庫補助率のかさ上げ(第12条・第13条)

公立学校、保育所等に関する国庫補助率のかさ上げを継続

7. 金融措置(第21条-第22条)

日本政策金融公庫等の政府系金融機関による低利融資を継続

<参考>法制定とあわせて政府において行われる支援措置の拡充(主なもの)

- ・過疎地域持続的発展支援交付金により、過疎地域における人材育成、ICT等技術活用に対する支援を拡充
- ・都道府県が専門人材を雇用等して過疎市町村に人材面での支援をする取組に係る特別交付税措置を創設

過疎地域持続的発展市町村計画の見直し

(過疎地域持続的発展市町村計画)

第八条 過疎地域の市町村は、持続的発展方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域持続的発展市町村計画(以下単に「市町村計画」という。)を定めることができる。

- 2 市町村計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 地域の持続的発展の基本的方針に関する事項
- 二 地域の持続的発展に関する目標
- 三 計画期間
- 四 地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項として次に掲げるもの イ〜ル (略)
- 五 市町村計画の達成状況の評価に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、地域の持続的発展に関し市町村が必要と認める事項
- 3 <u>市町村計画には、(略)過疎地域の区域の特性に応じた農林水産業の振興、商工業の振興、情報通信産業の振興、観光の振興その他の産業の振興</u> の促進に関する事項(以下この条及び第二十七条において「産業振興促進事項」という。)を記載することができる。
- 4 産業振興促進事項は、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 産業の振興を促進する区域(以下「産業振興促進区域」という。)
 - 二 産業振興促進区域において振興すべき業種
 - 三 前号の業種の振興を促進するために行う事業の内容に関する事項
- 5 市町村計画に第二項第四号に掲げる事項を記載するに当たっては、他の市町村との連携に関する事項について記載するよう努めるものとする。
- 6 市町村計画は、他の法令の規定による地域振興に関する計画と調和が保たれるとともに、広域的な経済社会生活圏の整備の計画及び<u>当該市町村計</u> 画を定めようとする市町村の公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に適合するよう定めなければならない。
- 7 過疎地域の市町村は、市町村計画を定めようとするときは、当該市町村計画に定める事項のうち第二項第四号に掲げる事項(産業振興促進事項を含む。)については、あらかじめ都道府県に協議しなければならない。
- 8 過疎地域の市町村は、市町村計画を定めたときは、直ちに、これを公表するとともに、主務大臣に提出しなければならない。
- 9 主務大臣は、前項の規定により市町村計画の提出があった場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該市町村計画についてその意見を主務大臣に申し出ることができる。
- 10 第一項及び前三項の規定は、市町村計画の変更について準用する。

過疎地域の持続的発展の支援に関する件(令和3年3月9日 衆議院総務委員会)

政府は、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用 に万全を期すべきである。

- 一 昭和四十五年の過疎地域対策緊急措置法制定以来、五十年以上にわたって過疎対策が実施されてきたことを踏まえ、今後とも 過疎対策法による施策の効果を検証しつつ、過疎地域に対する実効性ある支援措置の在り方について、過疎地域の市町村の 意見も踏まえつつ、必要な検討を行うこと。
- 二 平成の合併については、周辺地域の活力が低下したなど、なお多くの課題が指摘されており、本法において、一部過疎、みなし 過疎の要件を設けたことを踏まえ、今後とも合併市町村の過疎対策の効果の検証を行うとともに、合併に伴う過疎地域の諸課題 の解消に向けた継続的な支援を行うこと。
- 三 本法に基づく過疎地域持続的発展市町村計画の策定については、住民自治の徹底の観点から、多様な住民の意見が十分に 反映されるよう市町村に周知するなど、必要な措置を講ずること。
- 四 過疎地域の市町村からの提案に係る国による規制の見直しに当たっては、国が果たすべきナショナル・ミニマムの確保にも配慮すること。
- 五 過疎地域の市町村が、非過疎地域となることを目指し、地域活性化等の取組を積極的に推進するよう本法の趣旨を周知するとともに、非過疎地域となった市町村に対してもきめ細かく丁寧なサポートを積極的に行うこと。
- 六 地方交付税の財源保障機能が適切に発揮されることの重要性に鑑み、本法の適用の有無にかかわらず、市町村において、 住民生活に不可欠な施設の整備等を始め、必要な住民サービスを安定的に提供するための十分な財源が確保されるよう、地方財 政計画への必要な経費の計上、地方交付税の法定率の見直し等による総額の充実確保、条件不利地域等地域の実情に十分に 配慮した基準財政需要額の算定など、地方財政制度の見直しを検討すること。

右決議する。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法案に対する附帯決議(令和3年3月26日 参議院総務委員会)

政府は、本法施行に当たり、次の事項について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一、昭和四十五年の過疎地域対策緊急措置法制定以来、五十年以上にわたって過疎対策が実施されてきたことを踏まえ、今後とも 過疎対策法による施策の効果を検証しつつ、過疎地域に対する実効性ある支援措置の在り方について、過疎地域の市町村の 意見も踏まえつつ、必要な検討を行うこと。
- 二、平成の合併については、周辺地域の活力が低下したなど、なお多くの課題が指摘されており、本法において、一部過疎、みなし 過疎の要件を設けたことを踏まえ、今後とも合併市町村の過疎対策の効果の検証を行うとともに、合併に伴う過疎地域の諸課題 の解消に向けた継続的な支援を行うこと。
- 三、本法に基づく過疎地域持続的発展市町村計画の策定については、住民自治の徹底の観点から、多様な住民の意見が十分に 反映されるよう市町村に周知するなど、必要な措置を講ずること。
- 四、過疎地域の市町村からの提案に係る国による規制の見直しに当たっては、国が果たすべきナショナル・ミニマムの確保にも配慮 すること。
- 五、過疎地域の市町村が、非過疎地域となることを目指し、地域活性化等の取組を積極的に推進するよう本法の趣旨を周知するとともに、非過疎地域となった市町村に対してもきめ細かく丁寧なサポートを積極的に行うこと。
- 六、住民生活の安全・安心を脅かす自然災害が多発し、被災市町村の財政が逼迫している状況を踏まえ、本法の適用の有無にかかわらず、財政力の低い団体における防災・減災対策の推進とともに、被災地の復旧・復興のための十分な人的・財政的支援を行うこと。
- 七、地方交付税の財源保障機能が適切に発揮されることの重要性に鑑み、本法の適用の有無にかかわらず、市町村において、 住民生活に不可欠な施設の整備等を始め、必要な住民サービスを安定的に提供するための十分な財源が確保されるよう、地方財 政計画への必要な経費の計上、地方交付税の法定率の見直し等による総額の充実確保、離島や中山間地など条件不利地域等 地域の実情に十分に配慮した基準財政需要額の算定など、地方財政制度の見直しを検討すること。

右決議する。 10